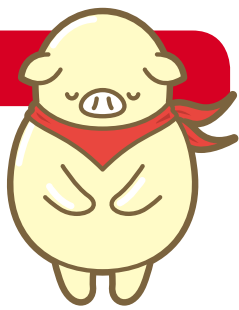


ETC割引をご利用いただく際のご注意(よくお読みください)



- 1 休日割引、深夜割引、平日朝夕割引の**対象外となる道路**
都市高速道路（首都高速道路や阪神高速道路など）、地方道路公社の管理する道路など、NEXCO3社以外が管理する道路は割引対象外となります。
また、NEXCO3社が管理する道路にも、一部割引の対象外となる道路がありますので、詳しくは、P16～17をご覧ください。
※宮城県道路公社のE45仙台松島道路は、休日割引、深夜割引、平日朝夕割引の対象となります
- 2 ETCマイレージサービス、大口・多頻度割引は、休日割引及び深夜割引と併用できます。
平日朝夕割引は、ETCマイレージサービスと併用できますが、大口・多頻度割引との併用はできません。
- 3 休日割引、深夜割引または障害者割引などのうち **複数の割引適用要件を満たす走行** に対しては、割引後の料金が最もお安くなる割引が適用されます（**重複して適用されません**）。
※休日割引、深夜割引または障害者割引などの割引と平日朝夕割引の適用要件を満たす走行に対しては、休日割引、深夜割引または障害者割引などのうち、割引後の料金が最もお安くなる割引が適用されます（**平日朝夕割引は適用されません**）。
- 4 割引後の料金は、四捨五入により10円単位の端数処理を行います。
- 5 走行距離に関係なく一律の料金をいただく高速国道（※）や、E13米沢南陽道路など一部の区間では、**料金をお支払いいただく料金所の通過時刻**で割引の適否を判断いたします。また、走行距離に関係なく一律の料金をいただく高速国道と走行距離に応じて料金をいただく高速国道を連続してご利用される場合には、それぞれの道路における料金所通過時刻に基づいて割引の適否を判断いたします。

※ E5道央道・E5A札幌道（札幌西～札幌南）、C2名二環（名古屋・名古屋南JCT～名古屋西JCT）、E25西名阪道（天理～長原・松原）、E26近畿道（吹田～松原）、E26阪和道（松原～岸和田和泉）
- 6 ETCレーンの閉鎖やETCシステムのトラブル等により入口料金所でETCをご利用いただけなかった場合、通行止めのため、「高速道路通行止め乗継証明書」による乗継をされた場合、入口にETCが整備されていない料金所（下田本線料金所など）からご利用される場合には、**出口料金所（C3東京外環道など一部の道路では入口料金所）の係員へETC割引の適用についてお申し出ください**。確認のうえ後日割引料金を適用いたします。なお、通行止めにより一旦高速道路を降り、高速道路を乗り継ぐ場合は、同一のETCカードをご利用のうえ、全ての料金所をETC無線通信により走行いただければ、後日料金調整いたします。この場合、料金所通過時は料金調整される前の料金が表示されます。
- 7 C3東京外環道では、入口料金所と出口に設置したETCアンテナ（出口アンテナ）の通過時刻で割引の適否を判断いたしますので、ご利用区間を特定するために、入口・出口ともにETCカードを車載器に挿入してください。なお、出口アンテナで通信異常が生じた場合には、入口情報に基づいて、入口料金所から走行可能なC3東京外環道の最大料金での請求となりますので、走行後にNEXCO東日本お客さまセンターへお申し出をお願いいたします。
- 8 E28神戸淡路鳴門自動車道もしくはE30瀬戸中央自動車道から高速国道に流入される場合には、**神戸西・鳴門・早島・坂出の各本線料金所の通過時刻**で入口時刻の確認を行います。また、この場合は各本線料金所から出口料金所までの距離をもって総走行距離の確認を行います。なお、高速国道からE28神戸淡路鳴門自動車道もしくはE30瀬戸中央自動車道に流入される場合には、途中に本線料金所がありませんので、入口料金所と出口料金所で通過時刻及び総走行距離の確認を行います。
- 9 本線料金所が設置されているインターチェンジ（E4東北道の浦和本線料金所、E17関越道の新座料金所、E51東関東道の習志野本線料金所、CA東京湾アクアラインの木更津金田本線料金所など）では、**本線料金所の通過時刻**を入口料金所（もしくは出口料金所）の通過時刻として取扱います。
- 10 一部のスマートIC（ETC専用のインターチェンジ）では、通行可能な車種や時間が限定されていますのでご注意ください。詳しくは、インターネット（ドラぶら：http://www.driveplaza.com）でご確認いただくか、お電話でお問い合わせください。

(平成29年3月時点)



割引ガイドブック



休日割引【地方部】

- 普通車・軽自動車等 限定
- 土日・祝日のお出かけがお得に！

2 ページ▶

深夜割引

- 毎日 午前0時～午前4時
- 30%割引！

4 ページ▶

平日朝夕割引【地方部】



- 平日 朝：6時～9時 夕：17時～20時
- ご利用回数に応じ還元額（無料通行分）が付いてお得！

6 ページ▶

ETCマイレージサービス



- ポイントを貯めて、還元額（無料通行分）と交換！

12 ページ▶

首都圏の起終点を基本とした同一料金

14 ページ▶

割引対象路線図

16 ページ▶

ETCシステム利用規程

18 ページ▶

ETCシステム利用規程実施細則

19 ページ▶

ETC割引をご利用いただく際のご注意

ガイドブック裏面▶



ETC 普通車・軽自動車等 限定！

ドラ割

検索



高速道路のおトクな料金プラン!!

24時間、365日、お客さまの声をお聞きしています。

NEXCO 東日本 お客さまセンター

0570-024-024

(24時間) (24時間)

PHS・IP 電話のお客さま：03-5338-7524

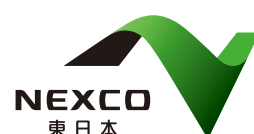
高速道路に関する情報は「ドラぶら」で

www.driveplaza.com/

ドラぶら

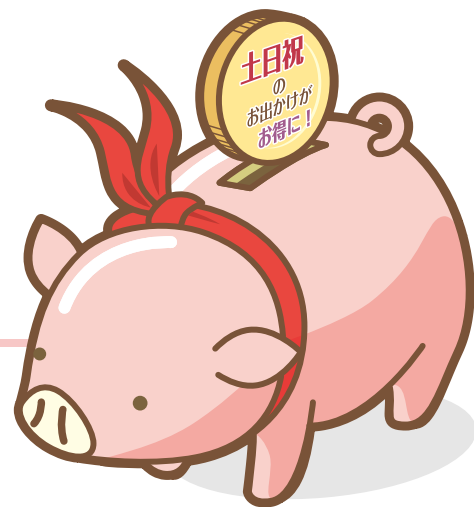
検索

あなたに、ベスト・ウェイ。





休日割引【地方部】



■ 割引対象車種 普通車・軽自動車等（二輪車）限定

■ 割引対象日 土曜・日曜・祝日（終日）
毎年1月2日～3日

■ 割引対象区間 NEXCO東日本／中日本／西日本（NEXCO3社）が管理する
地方部の高速道路（東京・大阪近郊は対象外）及び宮城県道路公社のE45仙台松島道路
※詳しくは、3ページまたは16ページをご覧ください。

■ 割引率 30%割引

■ 割引適用要件 1 料金車種区分が「普通車」又は「軽自動車等」に該当する車両で、
ETCが整備されている入口インターチェンジをETC無線通信により走行してください。
2 土日祝にNEXCO3社が管理する割引対象区間を走行すれば割引が適用されます。
※走行距離や割引適用回数の制限はありません。

割引の対象走行と対象外走行の例

金曜（平日）	土曜（土日祝）	日曜（土日祝）	月曜（平日）	解 説
● 地方部区間のみの走行				
入 平日 地方部 出 平日 NG	入 土日祝 地方部 出 土日祝 OK			土日祝のご利用のため割引対象
入 平日 地方部 出 平日 NG				平日のご利用は割引対象外
入 平日 地方部 出 平日 NG	入 土日祝 地方部 出 土日祝 OK			土日祝のご利用のため割引対象
入 平日 地方部 出 平日 NG	入 土日祝 地方部 出 平日 OK			土日祝のご利用のため割引対象
入 平日 地方部 出 平日 OK	入 平日 地方部 出 平日 OK			土日祝をまたご利用も割引対象
● 東京・大阪近郊区間を含む走行				
入 平日 東京・大阪近郊 出 平日 NG	入 土日祝 東京・大阪近郊 出 土日祝 NG			東京・大阪近郊のみのご利用は割引対象外
入 平日 東京・大阪近郊 出 平日 OK	入 平日 地方部 出 平日 OK			地方部のご利用分が割引対象

ご利用例（全て普通車の料金）

以下のご利用例は、入口料金所及び本線料金所をETC無線通信により走行していることが前提となります。

1 地方部区間は30%割引として料金を計算します。

● E18上信越道～E6常磐道の例



ETC通常料金 6,170円 → 割引後料金 4,320円（30%割引）

2 地方部区間は割引して料金を計算しますが、東京近郊区間は割引対象外として計算します。

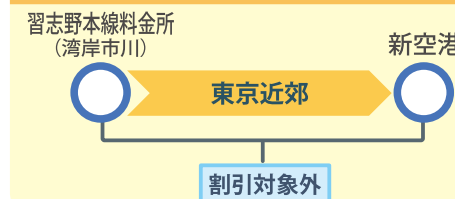
● E17関越道～E8北陸道の例



ETC通常料金 6,800円 → 割引後料金 5,070円（30%割引）

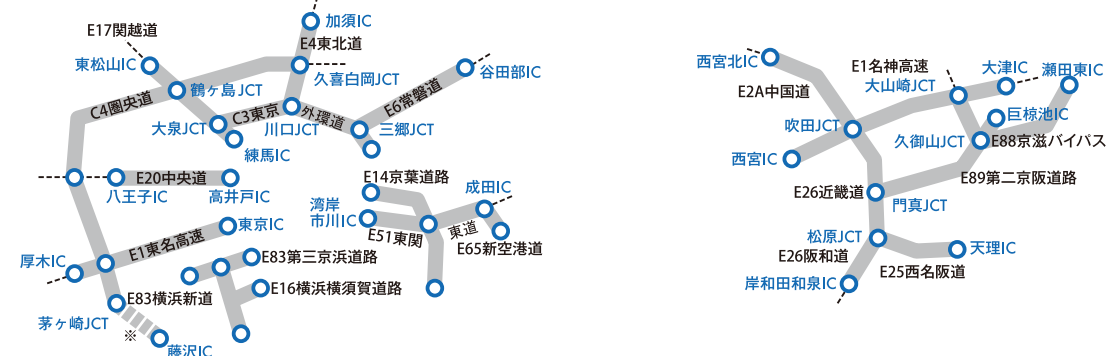
3 東京・大阪近郊区間は、休日割引の対象外です。

● E51東関東道～E65新空港道の例



ETC通常料金 1,720円 → 休日割引対象外

以下（東京・大阪近郊）の区間は、休日割引の対象外です。



東京近郊 E4東北道（川口JCT～加須）、E6常磐道（三郷～谷田部）、E17関越道（練馬～東松山）、E51東関東道（湾岸市川～成田）、E65新空港道、C3東京外環道、E1東名高速（東京～厚木）、E20中央道（高井戸～八王子）、E14京葉道路、E83第三京浜道路、E83横浜新道、E16横浜横須賀道路、C4圏央道（茅ヶ崎JCT～久喜白岡JCT）、C4新湘南バイパス（藤沢～茅ヶ崎JCT）※

大阪近郊 E1名神高速（大津～西宮）、E2A中国道（中国吹田～西宮北）、E26近畿道（吹田～松原）、E26阪和道（松原～岸和田和泉）、E25西名阪道（天理～松原）、E88京滋バイパス（瀬田東～久御山淀）、E89第二京阪道路（巨椋池～門真JCT）

（注）上記区間のほか、E93・E94第二神明道路、E58沖縄道、E91南阪奈道路、関門トンネルも休日割引の対象外となります。

その他、割引をご利用いただく際のご注意をガイドブック裏面に記載していますので、必ずお読みください。



深夜割引



■ 割引対象車種 **すべての車種**

■ 割引対象日時 **毎日 0時～4時**

■ 割引対象区間 **NEXCO3社が管理する全国的高速道路 及び 宮城県道路公社のE45仙台松島道路**
※E14京葉道路・E83第三京浜道路・E83横浜新道・E16横浜横須賀道路は割引の対象外です。
詳しくは、17ページをご覧ください。

■ 割引率 **30%割引**

■ 割引適用要件 **1** ETC が整備されている入口インターチェンジを ETC 無線通信により走行してください。
2 0時～4時の間にNEXCO3社が管理する割引対象区間を走行すれば割引が適用されます。
※走行距離や割引適用回数の制限はありません。



割引の対象走行と対象外走行の例

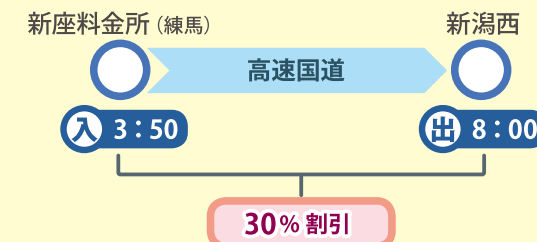
～22時	23時	0時	1時	2時	3時	4時	5時	6時	解説
		入 0:30		出 3:30		OK			対象時間内のご利用のため割引対象
	入 23:00			出 2:00		OK			対象時間内のご利用のため割引対象
			入 2:00			出 5:00		OK	対象時間内のご利用のため割引対象
	入 23:00					出 5:00		OK	対象時間をまたぐご利用も割引対象
入 22:30				出 23:30		NG			対象時間のご利用ではないため割引対象外

ご利用例（全て普通車の料金）

以下のご利用例は、入口料金所及び本線料金所を ETC 無線通信により走行していることが前提となります。

1 高速国道（E4東北道、E17関越道など）をご利用される場合には、入口料金所と出口料金所の通過時刻で割引の適否を判断いたします。

● E17関越道～E8北陸道の例

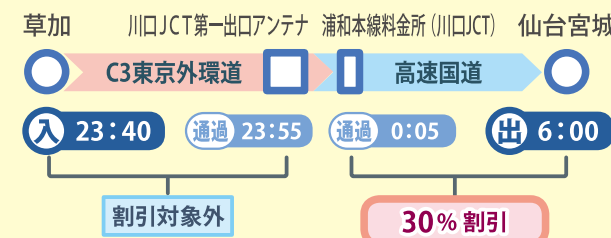


入口の新座料金所を0～4時の間に通過していますので、深夜割引（30%割引）が適用されます。

ETC 通常料金 **6,800円** → **割引後料金 4,760円**（30%割引）

2 ご利用距離に関係なく一律の料金をいただく高速国道の区間（均一区間）やC3東京外環道と均一区間以外の区間を連続してご利用される場合には、それぞれの区間ごとに割引の適否を判断いたします。

● C3東京外環道～E4東北道の例



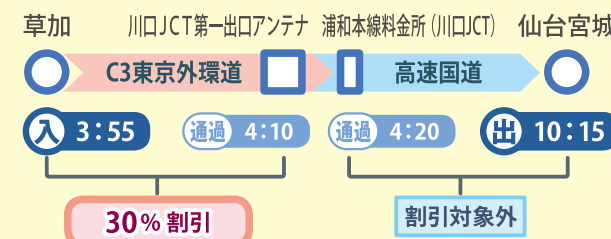
C3東京外環道は草加料金所と出口の川口JCTに設置したETCアンテナ（川口JCT第一出口アンテナ）の通過時刻によって、高速国道は浦和本線料金所と仙台宮城料金所の通過時刻によって、それぞれ深夜割引の適用可否を判断いたします。

● 草加～川口JCT

ETC 通常料金 **310円** → **割引後料金 220円**（30%割引）

● 川口JCT～仙台宮城

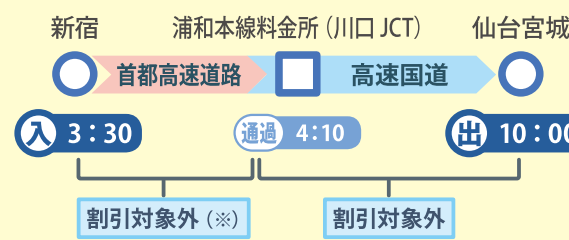
ETC 通常料金 **7,420円** → **割引後料金 5,190円**（30%割引）



均一区間では、料金をお支払いいただく料金所の通過時刻で割引の適否を判断いたします。詳しくは、ガイドブック裏面の5をご確認ください。

3 首都高速道路と高速国道を連続してご利用される場合には、高速国道の区間内にある料金所の通過時刻に基づいて、高速国道の割引の適否を判断いたします。

● 首都高速道路～E4東北道の例



首都高速道路の新宿インターチェンジ通過時刻は0～4時の間に該当しますが、首都高速道路の料金所通過時刻では深夜割引の適用判断をいたしません。

この例では、浦和本線料金所と仙台宮城料金所の通過時刻によって深夜割引の適用可否を判断いたしますので、いずれも0～4時の間の利用ではないため、割引対象外となります。

(※) 首都高で実施される割引が適用される場合があります。

その他、割引をご利用いただく際のご注意をガイドブック裏面に記載していますので、必ずお読みください。



後日還元



平日朝夕割引【地方部】

！ご利用には事前にETCマイレージサービスのご登録が必要です
※既にご登録済みの方は再度お申込みいただく必要はございません。

- 割引対象車種** すべての車種
- 割引対象日時** 平日 **朝：6時～9時** **夕：17時～20時**
※平日とは、月曜日から金曜日までを指します。（祝日を除く）
- 割引対象区間** **NEXCO3社が管理する地方部の高速道路（東京・大阪近郊は対象外）及び宮城県道路公社のE45仙台松島道路**
※詳しくは、9ページまたは16ページをご覧ください。
- 割引内容**
 - ◆ETCカードごとの1ヶ月（1日から末日まで）の割引対象となる利用回数に応じた還元率を、割引対象区間の通行料金のうち最大100km相当分に適用。
 - ◆還元分は、ご利用月の翌月20日にETCマイレージサービスの還元額（無料通行分）としてお付けします。

1ヶ月の割引対象となる利用回数	5回～9回まで	10回以上
還元率	通行料金のうち最大100km相当分を 約30%分還元	通行料金のうち最大100km相当分を 約50%分還元

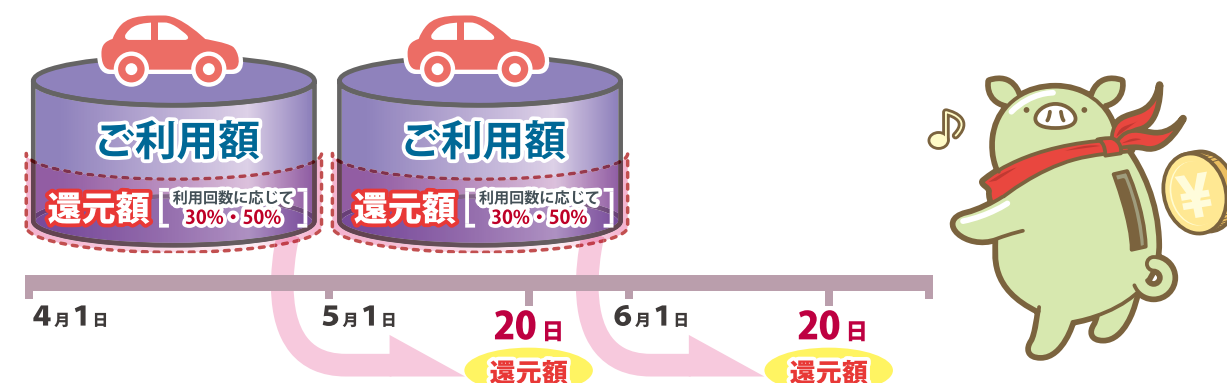
 - ◆還元額によるご利用も平日朝夕割引の対象となります。
 - ◆1ヶ月の利用回数が5回に達しなかった場合は、還元率は適用されません。- 割引適用要件**
 - ETCマイレージサービスに登録されたETCカードを使用して、ETCが整備されている入口インターチェンジをETC無線通信により走行してください。
 - 入口料金所または出口料金所を**6時～9時**の間または**17時～20時**の間に通過してください。
 - 平日朝夕割引は**朝・夕の時間帯それぞれ最初の1回に限り適用されます**。
※休日割引・深夜割引・アクアライン割引が適用されるご利用は平日朝夕割引の対象外となります。

割引の対象走行と対象外走行の例（午前中の場合）

～5時	6時	7時	8時	9時	10時	解 説	
● 地方部区間のみの走行							
	入 6:40	地方部	出 8:30	OK		対象時間内のご利用のため割引対象	
入 5:30	地方部		出 8:00	OK		出口が対象時間内のご利用のため割引対象	
	入 7:00	地方部		出 9:10	OK	入口が対象時間内のご利用のため割引対象	
入 5:30	地方部			出 9:10	NG	入口・出口ともに対象時間外のご利用のため割引対象外	
入 5:30	1回目	出 6:10	OK	入 7:30	2回目	出 9:10	2回目のご利用は割引対象外
● 東京・大阪近郊区間を含む走行							
	入 6:40	東京・大阪近郊		出 8:30	NG	東京・大阪近郊のみのご利用は割引対象外	
	入 6:40	東京・大阪近郊	地方部	出 9:10	OK	地方部のご利用分が割引対象	

平日朝夕割引ご利用の流れ

- ETCマイレージサービスに登録。**
▶平日朝夕割引は、事前にETCマイレージサービスへのご登録が必要です。
お申込み方法は、12ページにてご確認ください。
※既にご登録済みの方は、再度お申込みいただく必要はございません。
※ETCコーポレートカードではご登録いただけません。
- 平日の朝・夕の時間帯に、割引対象区間をETCにより走行。**
▶ETCマイレージサービスへの登録完了後に、登録されたETCカードをETC車載器に挿入し、平日の朝「6時～9時」、夕「17時～20時」の時間帯に入口または出口料金所をETC無線通信により通過し、割引対象区間（16ページ参照）をご走行ください。
※平日の朝・夕の時間帯それぞれにつき最初の1回目の走行が割引の対象となります。
2回目以降の走行には割引は適用されません。また、利用回数にもカウントされません。
※平日朝夕割引は、割引分をETCマイレージサービスの還元額として後日還元する割引です。
そのため、割引対象走行の通行料金は、通常料金となります。（通行料金が割引されるものではありません。）
- お客さまの1ヶ月のご利用回数を確認します。**
▶1ヶ月（1日から末日まで）の割引対象走行を集計します。
▶割引対象走行のご利用回数が、所定の回数に達している場合は、回数に応じた還元率を割引対象走行の通行料金に適用します。（5～9回：約30%、10回以上：約50%）
走行回数の確認方法は、10～11ページをご覧ください。
※1走行ごとの通行料金に還元率を適用し、還元額を計算します。還元額の計算方法は、ページ下部をご覧ください。
※ETCカードごとに利用回数をカウントし、還元率を適用します。（複数のETCカード間での利用回数の合算はできません。）
- 翌月20日に還元額をお付けします。還元額は通行料金のお支払いにご利用可能。**
▶ご利用月の翌月20日にETCマイレージサービスの還元額（無料通行分）としてお付けします。
▶還元額は、お付けした日以降の高速道路の通行料金のお支払いにご利用いただけます。
還元額の確認方法は、10～11ページをご覧ください。
※還元額は、ご利用された通行料金に充てられ、還元額に達するまでは無料でご通行いただけます。



還元額の計算方法

● 計算例

長岡IC～新潟西ICを平日朝夕割引の対象時間帯に普通車で往復（朝・夕1回ずつ）する場合
〈1ヶ月の利用日数を5日間として計算（合計10回利用「1往復（2回）×5日」〉
●長岡IC～新潟西ICのETC通常料金（普通車）：1,570円
●ご利用回数が10回のため、還元率50%が適用されます。

①還元率適用後の料金を計算。

$$1,570\text{円} \text{〈ETC通常料金〉} \times (1 - 0.5 \text{〈還元率50\%〉}) = 785 \rightarrow 790\text{円}^*$$

*四捨五入により10円単位の端数処理を行います。

②ETC通常料金から還元率適用後の料金を差引きます。

$$1,570\text{円} \text{〈ETC通常料金〉} - 790\text{円} \text{〈還元率適用後の料金〉} = \text{還元額 } 780\text{円}$$

③1ヶ月分の還元額を合算します。

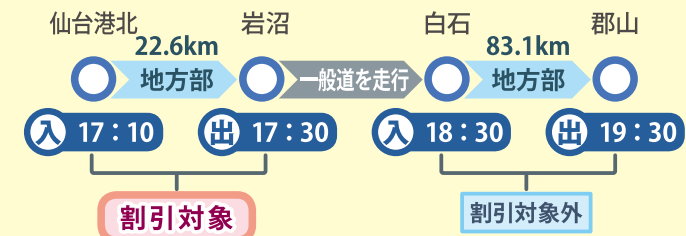
$$\text{還元額 } 780\text{円} \times 10\text{回} = 7,800\text{円} \rightarrow \text{翌月に付く還元額は } 7,800\text{円}$$

ご利用例と還元額（全て平日・普通車の料金）

以下のご利用例は、ETC マイレージサービスにご登録された ETC カードを ETC 車載器に挿入し、
入口料金所及び本線料金所を ETC 無線通信により走行していることが前提となります。

1 平日朝夕割引は平日の「朝」・「夕」それぞれの時間帯につき最初の1回に限り適用されます。

● E6仙台東部道路～E4東北道の例



仙台北北～岩沼間は、入口料金所と出口料金所を 17～20 時の間に通過していますので、平日朝夕割引の対象走行となります。（ご利用回数にカウント。還元率の適用対象。）
白石～郡山間は、入口料金所を 17～20 時の間に通過していますが、夕方の時間帯の 2 回目になりますので、平日朝夕割引の対象外になります。

走行距離	22.6 km (仙台北港～岩沼間)			
①ETC通常料金	770 円			
②還元率適用後料金	5 ～ 9 回 (30% 還元)	540 円	10 回以上 (50% 還元)	390 円
③還元額 (① - ②)		230 円		380 円

2 東京・大阪近郊区間は割引対象外となります。また、100kmを超える走行については、地方部区間のうち最大100km分に対して還元率を適用します。

● E6常磐道の例

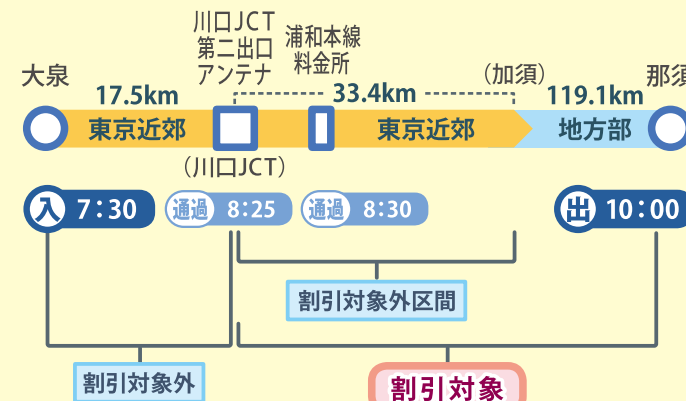


入口料金所を6～9時の間に通過していますので、平日朝夕割引の対象となり、ご利用回数にカウントし、地方部区間(谷田部～いわき中央)のうち、100km分に還元率が適用されます。

走行距離	175.5km		
①ETC通常料金	4,470 円		
②還元率適用後料金	5 ～ 9 回 (30% 還元)	3,720 円	10 回以上 (50% 還元) 3,230 円
③還元額 (① - ②)		750 円	1,240 円

3 道路ごとに料金をお支払いいただく道路と高速国道を連続してご利用される場合、その道路ごとの料金所の通過時刻に基づいて割引の適否を判断いたします。

● C3東京外環道～E4東北道の例



C3東京外環道の入口(大泉料金所)・出口(川口JCT第二出口アンテナ)を6～9時の間に通過していますが、大泉～川口JCT間は東京近郊区間のため、平日朝夕割引は適用されません。

川口JCT～那須間は、浦和本線料金所を6～9時の間に通過していますので、平日朝夕割引の対象となり、ご利用回数にカウントし、地方部区間(加須～那須間119.1km)のうち、100km分に還元率が適用されます。

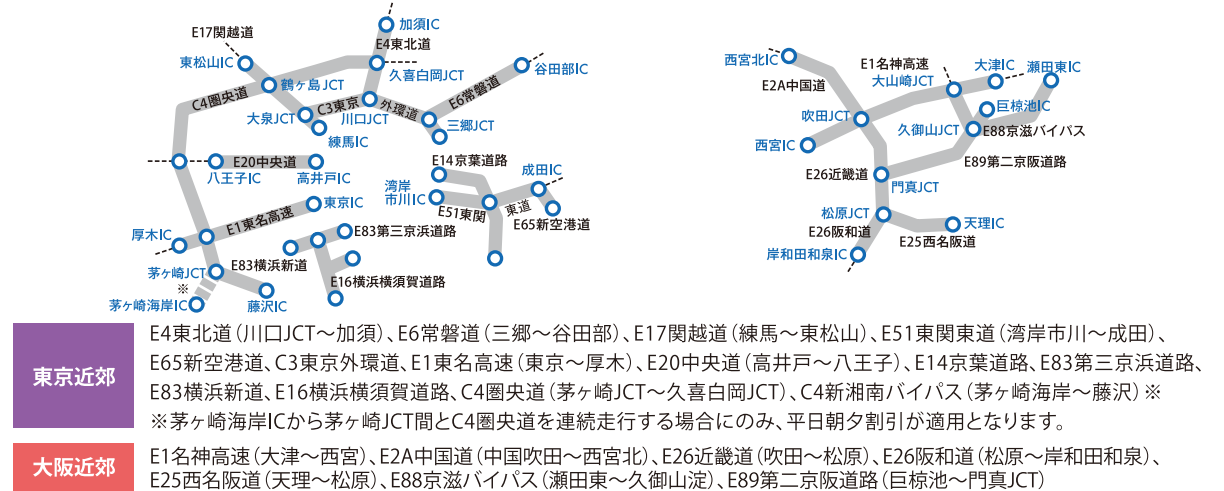
走行距離	152.5 km (川口 JCT ~ 那須間)		
①ETC通常料金	4,030 円		
②還元率適用後料金	5 ~ 9 回 (30% 還元)	3,260 円	10 回以上 (50% 還元)
③還元額 (① - ②)		770 円	2,750 円
④ETC割引額	770 円		

平日朝夕割引のご利用例（詳細版） ※料金は普通車の例です

月	日	曜日	入口IC	入口時間	出口IC	出口時間	距離	割引対象	ETC 通常料金	その他 割引	還元額残高	ご請求額	還元率	還元額	
4月	5	水	福島飯坂	7:00	仙台宮城	8:00	67.5	○	1,960	0	0	1,960	割引対象となる 利用回数が 10 回のため、 還元率 50%が 適用	980	
	5	水	仙台宮城	18:00	福島飯坂	19:00	67.5	○	1,960	0	0	1,960		980	
	6	木	福島飯坂	6:50	仙台宮城	7:40	67.5	○	1,960	0	0	1,960		980	
	6	木	仙台宮城	19:50	福島飯坂	21:00	67.5	○	1,960	0	0	1,960		980	
	8	土	福島飯坂	7:30	いわき湯本	9:30	120.2	×	3,220	-970	0	2,250		0 ※ 1	
	9	日	いわき湯本	16:00	福島飯坂	18:00	120.2	×	3,220	-970	0	2,250		0 ※ 1	
	11	火	福島飯坂	7:30	仙台宮城	8:30	67.5	○	1,960	0	0	1,960		980	
	11	火	仙台宮城	16:30	福島飯坂	17:40	67.5	○	1,960	0	0	1,960		980	
	17	月	盛岡	6:00	青森	8:30	167.4	○	4,160	0	0	4,160		1,240 ※ 2	
	18	火	青森	19:00	盛岡	21:30	167.4	○	4,160	0	0	4,160		1,240 ※ 2	
19	水	盛岡	19:00	八戸	20:00	119.3	○	3,200	0	0	3,200	1,340 ※ 2			
27	水	八戸	8:50	盛岡	10:30	119.3	○	3,200	0	0	3,200	1,340 ※ 2			
●割引対象利用回数 計 10 回												4 月利用分の還元額 計	11,040		
5月	8	月	川口 J C T	8:00	宇都宮	10:00	103.0	○	3,050	0	0	3,050	割引対象となる 利用回数が	590 ※ 3	
	11	木	宇都宮	18:00	川口 J C T	19:20	103.0	○	3,050	0	0	3,050		590 ※ 3	
	12	金	練馬	5:00	高崎	6:20	87.0	○	2,680	0	0	2,680		430 ※ 3	
	15	月	高崎	19:00	練馬	20:00	87.0	○	2,680	0	0	2,680		430 ※ 3	
	20	土	4 月利用分の還元額付与 (還元率 50%適用)										11,040		
	22	月	大泉	7:00	三郷	7:40	29.4	×	750	0	10,290	0	8 回のため、 還元率 30%が 適用	0 ※ 4	
	22	月	三郷	7:40	水戸	9:00	82.0	○	2,500	0	7,790	0		460 ※ 3	
	22	月	水戸	16:30	宇都宮上三川	17:30	55.9	○	1,650	0	6,140	0		490	
	23	火	宇都宮上三川	17:30	水戸	18:00	55.9	○	1,650	0	4,490	0		490	
	25	木	水戸	16:00	三郷	17:30	82.0	○	2,500	0	1,990	0	460 ※ 3		
●割引対象利用回数 計 8 回												5 月利用分の還元額 計	3,940		
6月	1	木	新潟西	7:00	三条燕	7:30	25.5	○	840	0	1,150	0	割引対象となる 利用回数が 11 回のため、	420	
	1	木	三条燕	19:30	新潟西	20:00	25.5	○	840	0	310	0		420	
	5	月	新潟西	8:30	上越	10:00	117.0	○	3,160	0	0	2,850		1,350 ※ 2	
	7	水	上越	19:30	新潟西	21:00	117.0	○	3,160	0	0	3,160		1,350 ※ 2	
	9	金	新潟中央	19:00	会津若松	20:20	95.2	○	2,690	0	0	2,690		1,340	
	12	月	会津若松	6:00	猪苗代磐梯高原	6:30	19.9	○	690	0	0	690		340	
	12	月	猪苗代磐梯高原	8:40	郡山	9:20	30.0	×	960	0	0	960		0 ※ 5	
	12	月	郡山	18:30	新潟中央	20:00	145.1	○	3,720	0	0	3,720		1,280 ※ 2	
	20	火	5 月利用分の還元額付与 (還元率 30%適用)											3,940	
	21	水	新潟西	8:40	中之島見附	9:30	40.8	○	1,250	0	2,690	0		還元率 50%が 適用	620
	21	水	長岡	18:40	長野野	20:30	151.3	○	3,840	0	0	1,150	1,270 ※ 2		
	22	木	長野野	3:50	練馬	6:30	203.5	×	5,060	-1,520	0	3,540	0 ※ 6		
	23	金	狩場	8:30	横須賀	9:20	21.3	×	740	0	0	740	0 ※ 4		
	23	金	八王子	17:30	前橋	19:00	114.6	○	3,480	-90 (-210)	0	3,390 (3,270)	820 (700) ※ 7		
26	月	前橋	8:40	八王子	10:00	114.6	○	3,480	-90 (-210)	0	3,390 (3,270)	820 (700) ※ 7			
●割引対象利用回数 計 11 回												6 月利用分の還元額 計	10,030 (9,790) ※ 2		

※ 1 土曜日は平日朝方走行の対象外。この場合、休日割引が適用されます。 ※ 2 地方部区间の距離が 100km を超えるため 100km 相当分に還元率適用。
※ 3 東京近郊を主な走行のため地方部区间に還元率適用。 ※ 4 東京近郊のみの走行のため割引対象外。 ※ 5 同時帯における 2 回目の走行のため割引対象外。
※ 6 深夜走行が適用されるため、割引対象外。
※ 7 () 内は ETC2.0 割引が適用される場合です。
C4 圏道における割引が適用される場合の付与される還元額は、還元額から C4 圏道における割引の割引額を差し引いた額となります。
〔ETC 通常料金 3,480円×還元率 50% 適用後料金 1,750円 - 「C4 圏道における割引額」 90円 = 「還元額」 820円〕
ETC2.0 割引が適用される場合の付与される還元額は、還元額から ETC2.0 割引の割引額を差し引いた額となります。
〔ETC 通常料金 3,480円×還元率 50% 適用後料金 1,750円 - 「ETC2.0 割引額」 210円 = 「還元額」 700円〕

以下（東京・大阪近郊）の区間は、平日朝夕割引の対象外です。



(注) 上記区間のほか、E93・E94第二神明道路、E91南阪奈道路、関門トンネルも平日朝夕割引の対象外となります。

その他、割引をご利用いただく際のご注意をガイドブック裏面に記載していますので、必ずお読みください。

還元額・走行回数の確認方法

ETCマイレージサービスのホームページにて、平日朝夕割引の還元額をご確認いただけます。また、還元額の付与日（翌月20日）より前に、平日朝夕割引の利用状況を確認する場合は、平日朝夕割引の対象となる走行回数をご確認いただけます。

Step1

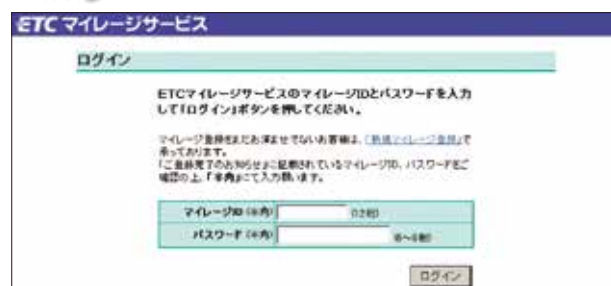
ETCマイレージサービスホームページへアクセスし、ログインボタンをクリックしてください。

URL: <http://www.smile-etc.jp/>



Step2

ID、パスワードを入力し、ログインしてください。



Step3

マイページ画面下の「平日朝夕割引対象走行一覧（未確定）」のリンクをクリックしてください。



還元額の確認

Step4

平日朝夕割引により付いた還元額が表示されます。（赤枠部分）

また、備考欄の「平日朝夕割引（NEXCO）」のリンクをクリックしていただくと、ご走行ごとの還元額など、詳細な情報をご確認いただけます。

Step5

平日朝夕割引による還元額をご確認いただけます。

走行回数の確認

Step4

備考欄に「平日朝夕割引対象走行（確認中）」と表示されているご走行が、平日朝夕割引対象時間帯のご走行です。

ご利用上の注意（走行回数の確認）

- 上記の「平日朝夕割引対象走行一覧（未確定）」の画面（以下「上記画面」）では、ご走行の入口・出口の時刻から、平日朝夕割引の適用時間帯を満たすご走行に対して、備考欄に「平日朝夕割引対象走行（確認中）」と表示しております。
「平日朝夕割引対象走行（確認中）」と表示されても、平日朝夕割引の対象とならない場合がありますのでご注意ください。（ETC周遊割引「ドラ割」が適用された場合など）
- ご走行日から上記画面への反映まで、最大で10日前後を要します。
ご走行日から10日前後が経過していないご走行については、反映されていない場合がありますのでご注意ください。
- 上記画面では、平日朝夕割引による還元額が付与されるまでの間のご走行が表示されます。
還元額が付与された月のご走行については、上記の「平日朝夕割引還元額詳細」画面にてご確認ください。
- 平日朝夕割引の1ヶ月（1日～末日まで）のご利用回数が5回に満たない場合は、備考欄に「平日朝夕割引対象走行（確認中）」と表示されていても割引は適用されません。
- 平日朝夕割引の特例により、2つ以上のご走行が1回とみなされる場合や、通行止めによる乗継調整が適用された場合、上記画面にはご走行ごとの明細が表示されますが、平日朝夕割引のご利用回数のカウントは1回となります。





マイレージサービス



⚠ **ご利用には事前にご登録が必要です**

割引対象区間 NEXCO3社の管理する道路

※ ETC カードで料金をお支払いできない関門トンネルは対象外です。
 ※ 他社の管理する道路でも対象となる道路があります。詳しくは、インターネットまたは ETC マイレージサービス事務局へお電話でお問合せください。(13ページ参照)

- **マイレージ登録**
- ETC カード (ETC クレジットカードまたは ETC パーソナルカード) 1 枚ごとにお申し込みが必要です (お申し込みの際にはセットアップされた ETC 車載器の管理番号が必要となりますので、あらかじめご用意ください)。
 - インターネットまたは郵送でお申し込みください。
 ※ お申し込み当日のご利用額からポイントが付いてお得なインターネットでのお申し込みをおすすめします。
 ※ 郵送によるお申込みは、SA・PAなどに備え付けの「ご登録申込書」をご利用ください。

ポイントについて 登録された ETC カードごとにポイントが付きます。

**1 回のご利用ごとに
高速国道及び一般有料道路のお支払額 10 円につき 1 ポイント**

※ 休日割引、深夜割引または障害者割引などの割引が適用される場合には、割引適用後のお支払額に対してポイントが付きます。
 ※ 複数の ETC カード間でのポイント・還元額 (無料通行分) の合算や付替はできません。

- ポイントは、ご利用月の翌月 20 日に付きます。
- 還元額 (無料通行分) からのお支払額にはポイントが付きません。
- ポイントの有効期間は**最大 2 年**です。
 ※ ポイントが付いた年度 (4 月～翌 3 月) の翌年度末まで有効です。

還元額 (無料通行分) について

- 貯まったポイントは、インターネット、自動音声ダイヤルまたは ETC マイレージサービス事務局へのお電話で還元額 (無料通行分) に交換できます。
 ※ 他社のポイントと合算はできません。ただし、NEXCO3 社及び宮城県道路公社のポイントは合算されます。

NEXCO3 社の ポイントの交換単位	還元額 (無料通行分)
1,000 ポイント	⇒ 500 円分
3,000 ポイント	⇒ 2,500 円分
5,000 ポイント	⇒ 5,000 円分

- 還元額 (無料通行分) は、交換後にご利用いただいた際の通行料金のお支払にご利用いただけます。

※ 交換後の還元額 (無料通行分) は、他社の通行料金のお支払にも共通してご利用いただけます。
 還元額 (無料通行分) がご利用できる道路はインターネットまたは ETC マイレージサービス事務局へお電話でお問合せください。
 ※ ポイント自動還元サービスをご利用いただきますと、5,000 ポイント貯まると自動で還元額 5,000 円と交換されます。
 ※ お支払にあてられる優先順位は、①還元額 (無料通行分) ⇒ ②ETC カードによる後払いの順となります。

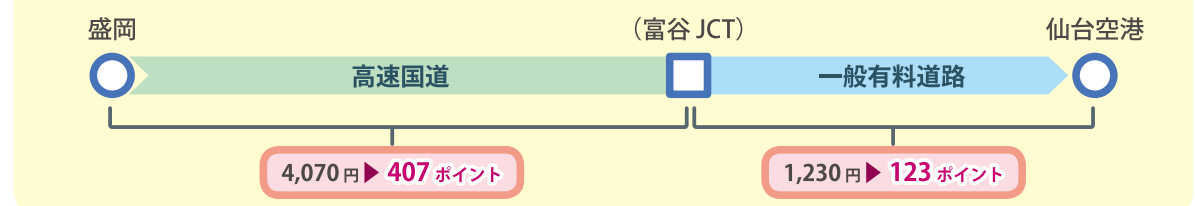
ETC マイレージサービスのご利用例 (全て普通車の料金)

以下のご利用例は、入口料金所及び本線料金所を ETC 無線通信により走行していることが前提となります。

1 ポイント発行

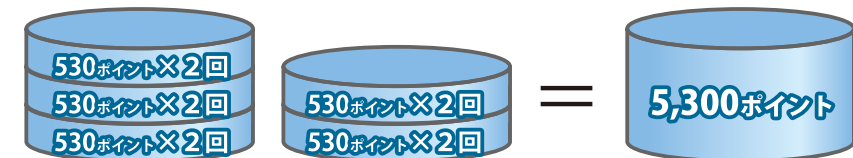
登録された ETC カードでの高速国道及び一般有料道路のお支払額 10 円につき 1 ポイントが付きます。

● 高速国道と一般有料道路が連続する例



2 貯まったポイントと還元額 (無料通行分) との交換

①の盛岡～仙台空港を月 1 回往復でご利用の場合、毎月 1,060 ポイント (530 ポイント × 2 回) 貯まり、5 か月後には 5,300 ポイント (1,060 ポイント × 5 回) 貯まります。



5,000 ポイントを 5,000 円分の還元額 (無料通行分) に交換できます。
 残った 300 ポイントは翌年度末 (3 月末) まで有効です。



その他、割引をご利用いただく際のご注意をガイドブック裏面に記載していますので、必ずお読みください。

◆ インターネットでのマイレージ登録お申込み・ポイント交換・ポイント照会は

<http://www.smile-etc.jp/>



◆ 自動音声ダイヤルによるポイント交換・ポイント照会は

050-2015-1010
 (24 時間ご利用いただけます。)

◆ お電話でのお問合せは



ETC マイレージサービス事務局



マイレージでゴー!
0570-010125

携帯電話、PHS、IP 電話などでのご利用は

045-477-3793
 (受付: 平日 9 時～21 時、土日祝日 9 時～18 時)

※ ETC マイレージサービス事務局へのお電話によるポイント交換・ポイント照会等は、個人情報保護の観点から、ご登録のご本人様からの電話のみお受けしております。

首都圏の起終点を基本とした同一料金

都心部の渋滞等の課題に対して、C4圏央道やC3外環道へ迂回利用しやすくなるよう、ETC車の場合、出発ICから到着ICまで、どの経路を走行しても、起終点間の最短距離の料金となります。(当面は料金体系の整理・統一における激変緩和措置を考慮し、最安値とします。)
ただし、首都高速経由の料金が安い場合には、首都高速経由で走行しても料金は引き下げません。



経路選択	料金(※1)	(普通車)
C4圏央道 (111.1km)	3,650円	同一発着同一料金 3,040円
C4圏央道・C3外環道 (125.0km)	4,190円	
首都高速 (84.5km)	3,040円	

経路選択	料金	(普通車)
C4圏央道 (104.0km)	3,460円	同一発着同一料金 3,460円
C4圏央道・C3外環道 (106.5km)	3,560円	
首都高速 (126.0km)	4,260円(※2)	

(※1) C4圏央道における割引適用後料金です。休日割引、深夜割引などは適用されていません。
(※2) 首都高速経由の料金が安い場合には、首都高速経由の料金は引き下げません。

ご利用上の注意

- C3外環道の各出入口、首都高速の各出入口を出発地(または目的地)とする場合は、料金は引き下げません。走行経路どりの料金になります。
- E14京葉道路(篠崎～宮野木JCT)やCA東京湾アクアラインを経由する経路、一般道路を経由する経路の料金は「最安値」として扱いません。
- 走行方向に制限があるインターチェンジ(三郷インターチェンジや練馬インターチェンジなどの端末のインターチェンジ、湾岸千葉インターチェンジなど)を出発地(または目的地)とする場合は、走行できる方向への経路に応じた料金が「最安値」となります。
- 出発地と目的地が同一の場合には、料金は引き下げません。走行経路どりの料金になります。
- 上記のC4圏央道・C3外環道経路は、指定された料金所間を所定の時間内に通行する場合に限ります。詳しくは、インターネット(ドラぶら)でご確認いただくか、お電話でお問い合わせください。また、料金所の料金表示器に引き下げ後の料金が表示されません。後日、カード会社等からご請求させていただく際は、引き下げ後の料金となります。

ETC時間帯割引(深夜割引の場合)のご利用例(全て普通車の料金)

以下のご利用例は、入口料金所及び本線料金所をETC無線通信により走行していることが前提となります。

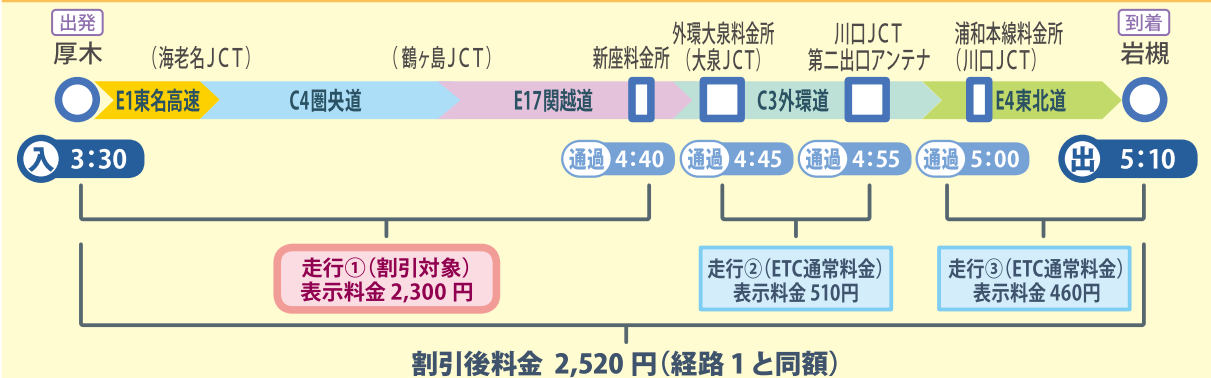
1 経路1(C4圏央道経由)

●E1東名高速～C4圏央道～E4東北道の例



2 経路2(C4圏央道・C3外環道経由)

●E1東名高速～C4圏央道～E17関越道～C3外環道～E4東北道の例

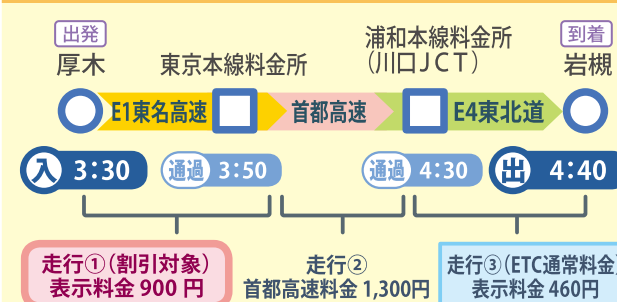


走行①: 入口(厚木料金所)が0～4時の間の利用であるため、出口(新座料金所)の料金表示器に深夜割引料金が表示されます。
走行②: 入口(外環大泉料金所)・出口(川口JCT第二出口アンテナ)が0～4時の間の利用ではないため、入口の料金表示器にETC通常料金が表示されます。
走行③: 入口(浦和本線料金所)・出口(岩槻料金所)が0～4時の間の利用ではないため、出口の料金表示器にETC通常料金が表示されます。

C3外環道を経由する走行で起終点を基本とした同一料金が適用される場合、出発ICと到着ICの通過時刻により全ての走行の割引可否を判断いたします。
この例では、出発IC(厚木料金所)が0～4時の間の利用であるため、走行①～③の全ての走行が割引対象となります。
走行①～③について、上記のとおり走行ごとに料金表示器に料金が表示されますが、後日、走行①～③の料金の合計が割引後料金(2,520円(経路1と同額))になるよう料金を変更して請求いたします。

3 経路3(首都高速経由)

●E1東名高速～首都高速～E4東北道の例



走行①: 入口(厚木料金所)が0～4時の間の利用であるため、出口(東京本線料金所)の料金表示器に深夜割引料金が表示されます。
走行②: 首都高速で実施される割引が適用される場合があります。
走行③: 入口(浦和本線料金所)・出口(岩槻料金所)が0～4時の間の利用ではないため、出口の料金表示器にETC通常料金が表示されます。

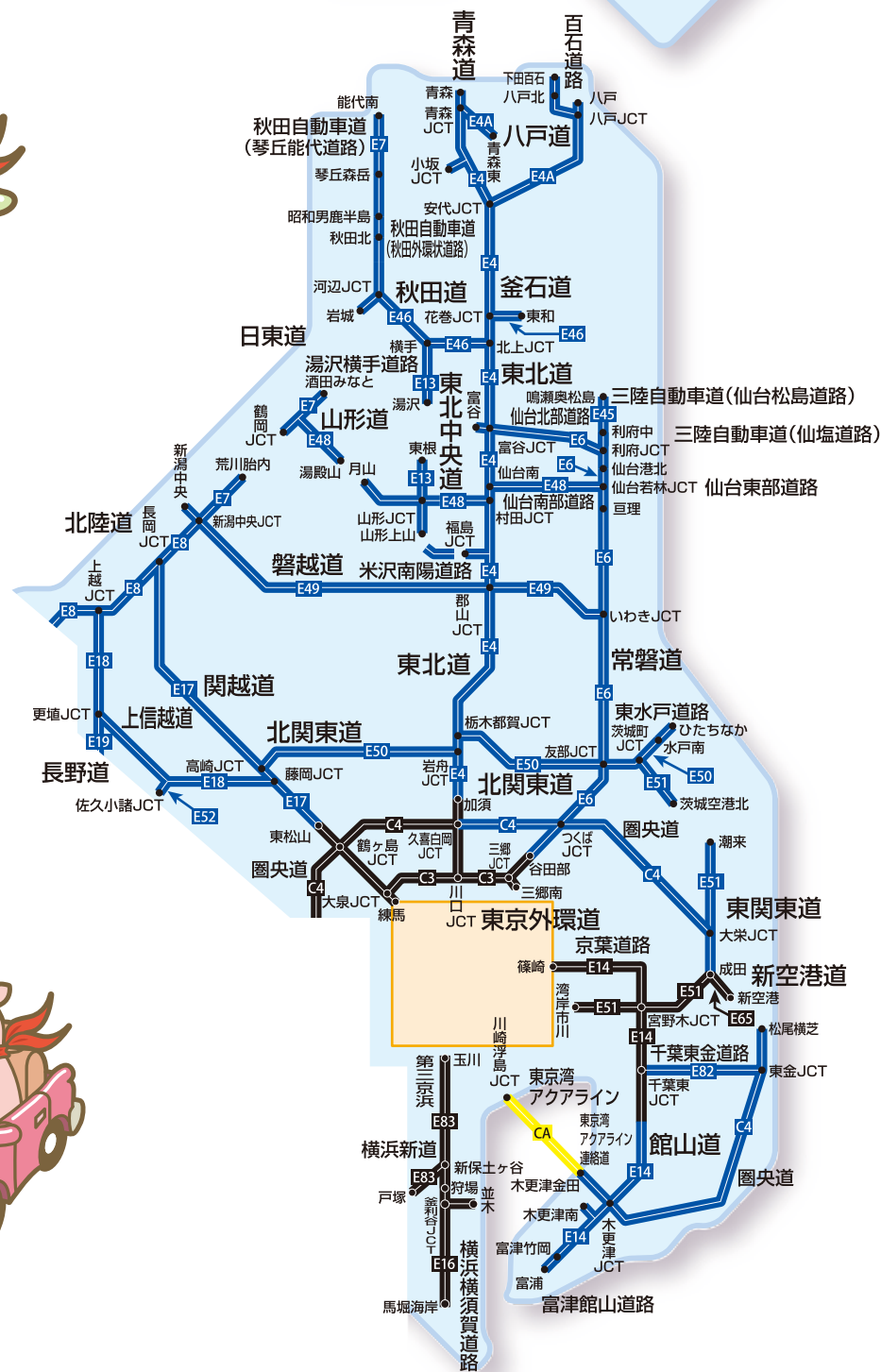
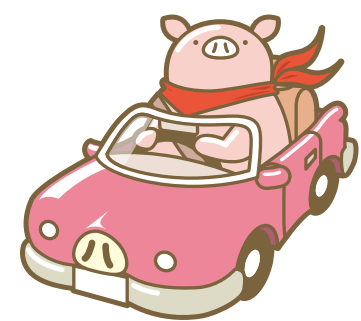
首都高速を経由する走行の場合、上記のとおり走行ごとに料金表示器に表示された料金をお支払いいただきます(首都高速経由で走行すると起終点を基本とした同一料金は適用されません)。

休日割引、平日朝夕割引についても、同様の方法により適用します。

その他、割引をご利用いただく際のご注意をガイドブック裏面に記載していますので、必ずお読みください。

休日割引・平日朝夕割引

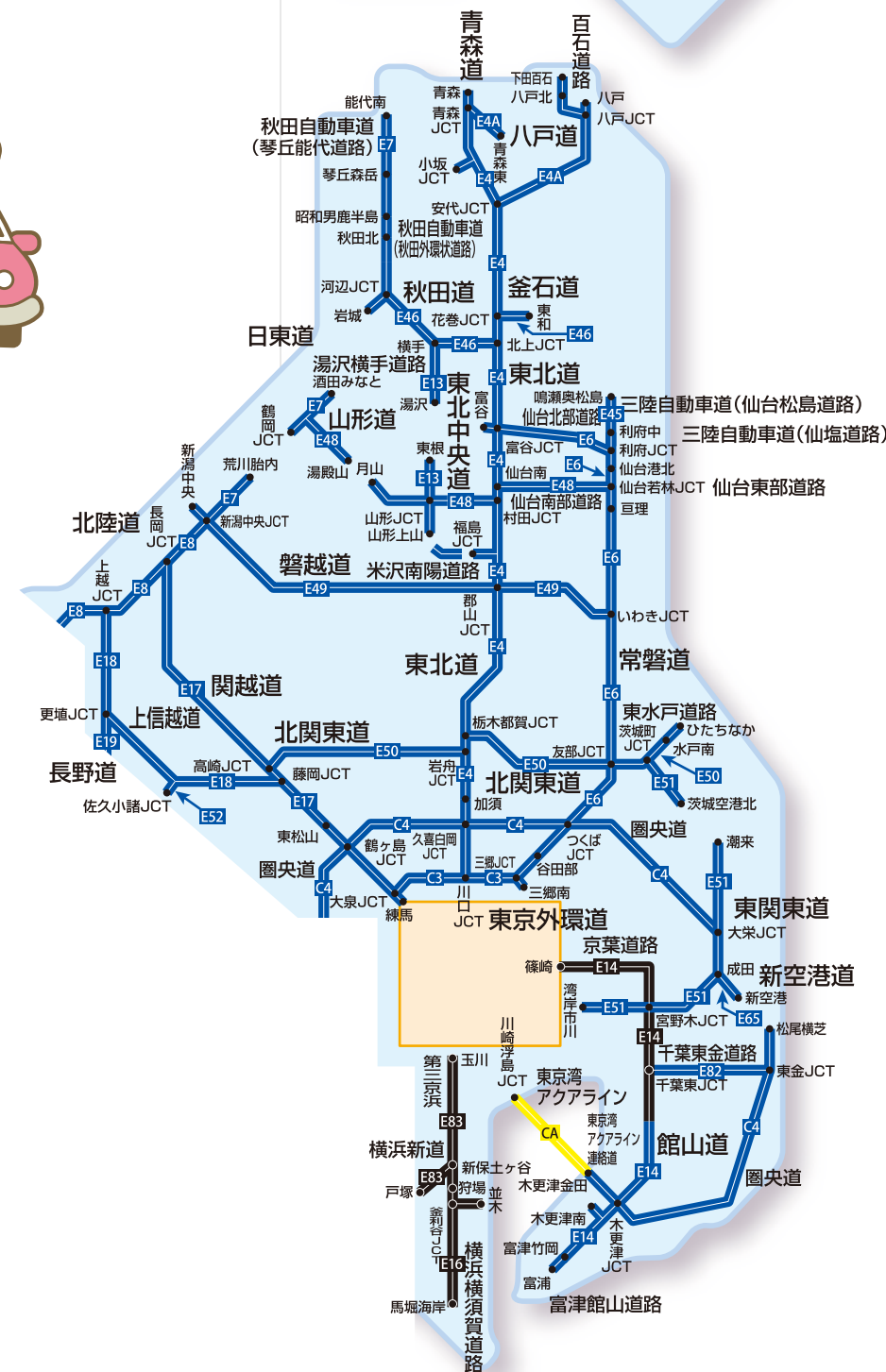
- 休日割引・平日朝夕割引が適用される区間
- 休日割引・平日朝夕割引が適用されない区間
- アクアライン割引(普通車の場合800円)が適用される区間



平成29年3月時点

深夜割引

- 深夜割引が適用される区間
- 深夜割引が適用されない区間
- アクアライン割引(普通車の場合800円)が適用される区間



平成29年3月時点

ETCシステム利用規程

目 的

第1条 この利用規程は、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び公社等（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）（以下「省令」といいます。）第2条第1項に基づく公告又は公示を行った地方道路公社又は都道府県若しくは市町村である道路管理者をいいます。以下同じです。）が省令第2条第2項の規定に基づき、周知すべき事項を定めたものです。

遵守事項

第2条 無線通信により通行料金の支払いに必要な手続を自動的に行う仕組み（以下「ETCシステム」といいます。）を利用しようとする者は、この利用規程を遵守しなければいけません。遵守しない場合は、ETCシステムを使用して通行料金を収受する東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び公社等（以下「ETCシステム取扱道路管理者」といいます。）は、ETCシステムの利用を拒絶することがあります。

利用に必要な手続

第3条 ETCシステムを利用しようとする者は、第一号に掲げる手続を経た上、第二号から第四号に掲げる手続を行わなければいけません。

- ETCシステム取扱道路管理者又はETCシステム取扱道路管理者との契約に基づきETCカード（車載器（自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいいます。以下同じです。）に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。以下同じです。）に挿入して車載器を作動し、及び通行料金の支払いに必要な情報を記録するカードをいいます。以下同じです。）を発行する者の定める手続によりETCカードの貸与を受けること。
- ETCシステムを利用する自動車に車載器メーカーが適合するものと定めた車載器を購入その他の方法により取得すること。
- 前号で取得した車載器を、車載器メーカーが示す方法により自動車に取り付けること。
- 省令第4条第1項第三号に規定する一般財団法人が定める方法により、第二号で取得した車載器を通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすること（以下「セットアップ」といいます。）。ただし二輪車（道路運送車両法第3条の小型自動車又は軽自動車である二輪自動車（側車付二輪自動車（またがり式の座席、ハンドルバー方式のかじ取り装置及び3個の車輪を備え、かつ、運転者席の側方が開放された状態であって、三輪車型自動車として登録されている自動車を含みます。以下同じです。）を含みます。）でETCシステムを利用する者は、セットアップに先立ち、ETCシステム取扱道路管理者が別に定めるところに従い、所定の事項をETCシステム取扱道路管理者に登録すること。

車載器の取扱い

第4条 車載器の分解、改造等機能を損なうおそれのある行為を行ってははいけません。

- 車載器のアンテナ周辺に物を置などして電波をささぎってははいけません。
- 車載器を使用する者は、車載器の取り付けられた自動車のナンバープレート（自動車登録番号標及び車両番号標をいいます。）が変更になった場合、車載器の取り付けられた自動車をけん引できる構造に改造した場合、車載器を他の自動車に付け換えた場合等セットアップされている情報に変更が生じた場合には、再度セットアップをしなければいけません。

ETCカードの取扱い

第5条 ETCカードの分解、改造等機能を損なうおそれのある行為を行ってははいけません。

- ETCカードの貸与を受けた者は、ETCカードを紛失、盗難等により亡失した場合及び貸与されたETCカードが破損、変形した場合は、ただちにその旨をETCカードを発行した者に通知してください。
- 有効期限が経過しているETCカード及びETCシステム取扱道路管理者又はETCシステム取扱道路管理者との契約に基づきETCカードを発行する者が無効としたETCカードは利用することができません。

利用方法

第6条 ETCシステムを利用する者は、ETCカードを車載器に確実に挿入し、ETCシステムが利用可能な状態になったことを確認の上、ETCシステムを利用することができる車線（以下「ETC車線」といいます。）を通行してください。

ETCシステムの利用制限等

第7条 ETCシステム取扱道路管理者は、道路の管理上必要な場合は、予告なくETCシステムの利用を制限し、又は中止することがあります。

通行上の注意事項

第8条 ETCシステムを利用する者は、ETC車線（スマートIC（地方公共団体が主体となって発意し、当該地方公共団体が高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第11条の2第1項の規定に基づき連結許可を受けた同法第11条第一号の施設で、道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条第2項第三号本文に規定するETC専用施設のみが設置され、同号イに規定するETC通行車のみが通行可能なインターチェンジをいいます。以下同じです。）の車線及び一旦停止を要するETC車線（ETCシステム利用規程実施細則第5条その他の事項に定める料金所にあります。以下同じです。）を除きます。）を通行する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。

- 車線表示板（料金所の車線上に設置されたETCシステムの利用の可否を示す案内板をいいます。以下同じです。）に「ETC」若しくは「ETC専用」（これらの表示がある車線では、ETCシステムを利用する自動車しか通行できません。）又は「ETC／一般」（この表示がある車線では、ETCシステムを利用する自動車及びいったん停車して係員に対して通行料金を支払う車両（道路運送車両法第2条第1項に規定する道路運送車両のうち、軽車両を除くものをいいます。以下同じです。）が通行できます。）と表示されるので、これらの表示によりETC車線が利用可能であることを確認し、20キロメートル毎時以下に減速して進入すること。
- ETC車線内は徐行して通行すること。
- 前車が停車することがあるので、必要な車間距離を保持すること。特に「ETC／一般」と表示のある車線では、前車がETCシステムを利用しない場合は、いったん停車するので注意すること。
- 路側表示器（車線の側方に設置される装置で、通行することの可否のほか、車種の区分、通行料金の額等を表示するものです。以下同じです。）に通行することができる場合は「↑」、通行することができない場合は「STOP 停車」を表示するので、これらの表示を確認すること。
- 路側表示器の表示が「STOP 停車」の場合は、ETC車線上にある開閉式の横木（以下「開閉棒」といいます。）が開かない、又は閉じるので、開閉棒の手前で停車して係員の指示に従うこと。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしないこと。
- 路側表示器の表示が「↑」の場合は、ETC車線上にある開閉棒が開くのを確認し、開閉棒その他の設備に衝突しないよう注意の上、徐行して通行すること。
- 他の車両と並進したり、他の車両を追い抜いたりしないこと。

2 ETCシステムを利用する者は、スマートICの車線及び一旦停止を要するETC車線を通行する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。

- 当該車線の周辺に設置している案内板等に従って徐行して進入し、指定された停止位置（以下「停止位置」といいます。）で、必ずいったん停車すること。なお、停止位置で通信開始ボタンを押す必要がある場合には、案内板等の指示に従うこと。
- 他の自動車と並進したり、他の自動車を追い抜いたりしないこと。
- 開閉棒が開くのを確認し、開閉棒その他の設備に衝突しないよう注意の上、徐行して通行すること。
- 開閉棒が開かない場合は、開閉棒の手前で停車して係員に申し出ること。

3 二輪車でETCシステムを利用する者は、ETC車線を通行する場合は、前2各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。

- 案内板や路面表示等により、二輪車の通行が可能なETC車線であることを確認し、進入すること。
- 案内板や路面表示等により、通行方法が示されている場合は、これらの表示に従って通行すること。
- 蛇行、斜行したりせず、前車と十分な車間距離を保持し、1台ずつまっすぐに進入すること。

4 二輪車（この項においてのみ側車付二輪自動車を除きます。）でETCシステムを利用する者は、車線表示板に「ETC」若しくは「ETC専用」の表示がある車線を通行する場合において、開閉棒が開かない、又は閉じるときは、第1項第五号の規定にかかわらず、後退したりせず、開閉棒及び後続車等十分に注意を払い、安全を確認の上、開閉棒を避けてETC車線から退避してください。この場合、駐停車が禁止されていない場所から安全の確認の上、遅滞なく、当該ETC車線を管理するETC取扱道路管理者あてに連絡し、指示に従ってください。

5 係員が車線を横断する場合がありますので、十分に注意して通行してください。

ETCシステムを利用しない場合の通行方法

第9条 ETCシステムを利用しない者は、車線表示板に「ETC」又は「ETC専用」の表示があるETC車線、スマートICの車線及び一旦停止を要するETC車線に進入してはいけません。誤って、これらの車線に進入した場合は、開閉棒の手前で停車して係員の指示に従ってください。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしてはいけません。

通行料金の計算

第10条 ETCシステムを利用した場合は、ETCシステム取扱道路管理者の記録装置に記録された通行実績に基づき通行料金の計算を行います。

免責

第11条 ETCシステム取扱道路管理者は、ETCシステムを利用しようとする者又はETCシステムを利用した者がこの利用規程に従わないで被ったいかなる損害について、一切の責任を負いません。

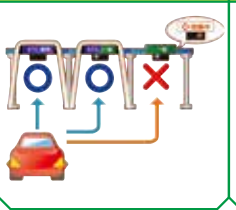
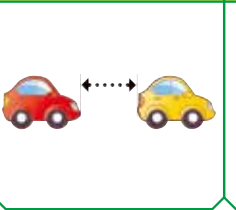
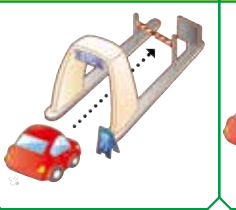
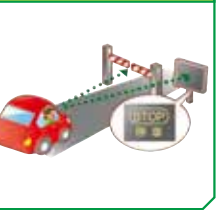
別の定め

第12条 利用証明書を必要とする場合、障害者割引措置を受けようとする場合その他ETCシステムの利用に関して必要な事項は、この利用規程に規定するもののほか別に定めます。

附則

- この利用規程は、平成24年12月6日から適用します。
- 平成20年12月1日付けETCシステム利用規程（以下「旧利用規程」といいます。）は、本規程の適用をもって廃止します。
なお、本規程の適用前に旧利用規程の規定に基づき行われた手続で、本規程の適用の際現に効力を有するものは、本規程の規定により行われたものとします。

NEXCO 東日本の ETC 安全5則 ETC レーン通過の際にはお守りください。

ETCカードを確実に挿入！ 有効期限にも注意！	ETC 利用可能な レーンを確認！	十分な車間距離を！	時速 20km 以下で進入！	路側表示器の表示内容 ETC バーの動作を確認！
				

ETCシステム利用規程実施細則

目 的

第1条 この実施細則は、ETCシステム利用規程（以下「規程」といいます。）第12条に基づき、ETCシステムの利用に関して必要な事項を定めるものです。

利用方法

第2条 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は公社等が管理する有料道路において、入口料金所（利用する道路又は道路の区間の始点にあり通行券を発券する料金所をいいます。以下同じです。）で車載器にETCカードを挿入してETC車線を通行した場合、出口料金所（利用する道路又は道路の区間の終点までにあり通行料金の請求を受ける料金所をいいます。以下同じです。）又は検札料金所（通行券の検札を行う料金所をいいます。以下同じです。）で車載器にETCカードを挿入してETC車線を通行するときには、入口料金所で用いた車載器及びETCカードと同一のものを使用してください。

2 首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社が管理する有料道路において、ETCシステムを利用しようとする場合は、有料道路への進入から有料道路からの退出まで同一の車載器及びETCカードを使用してください。

通行方法

第3条 ETCシステム取扱道路管理者が管理する有料道路において、利用証明書を必要とする場合は、通行料金の請求を受ける料金所で一般車線（ETC車線及び一旦停止を要するETC車線以外の車線をいいます。以下同じです。）又は混在車線（「ETC／一般」の表示のある車線をいいます。以下同じです。）を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡すとともに利用証明書を請求してください。ただし、スマートICでは利用証明書は発行しません。

2 ETCシステム取扱道路管理者が管理する有料道路において、ETCシステムにより障害者割引措置を受けようとする場合は、ETCシステム取扱道路管理者が別に定める手続（以下本項において「手続」といいます。）を行ってください。なお、手続を行っていない場合、ETC車線及び一旦停止を要するETC車線の利用ができない場合等、係員の処理により障害者割引措置を受けようとするときには、通行料金の請求を受ける料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員に身体障害者手帳又は療育手帳を提示の上、ETCカードを手渡してください。ただし、スマートICでは、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。

3 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は公社等が管理する有料道路において、入口料金所で車載器にETCカードを挿入してETC車線を通行した場合に出口料金所及び検札料金所でETC車線の利用ができないときは、いったん停車してETCカードを係員に手渡してください。ただし、出口料金所がスマートICの場合は、案内板、係員の指示その他の案内に従ってください。

4 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は公社等が管理する有料道路において、入口料金所で通行券を受け取った場合は、出口料金所及び検札料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車してETCカードと通行券を係員に手渡してください。ただし、出口料金所がスマートICの場合は、当該料金所は利用できません。

5 首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、神戸市道路公社、福岡北九州高速道路公社及び広島高速道路公社が管理する有料道路の混在車線では開閉棒を開放したままの場合があります。この場合には、路側表示器の表示内容に従い、ブース横で安全に停車できる速度と車間距離を保持して進入してください。

6 高速自動車国道並びに首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が管理する有料道路において、通行止めにより途中流出した自動車、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が実施する料金調整を受けようとするときは、再流入後の通行については、通行止めによる途中流出前に用いた車載器及びETCカードと同一のものを使用してください。

徐行の方法

第4条 規程第8条第1項第二号及び第六号並びに第2項第一号及び第三号に規定する徐行の際は、ETC車線内で前車が停車した場合、開閉棒が開かない若しくは閉じる場合その他通行するにあたり安全が確保できない事象が生じた場合であっても、前車又は開閉棒その他の設備に衝突しないよう安全に停止することができるよう速度で通行してください。

その他の事項

第5条 次表の左欄に掲げるETCシステム取扱道路管理者が管理する有料道路において、同表右欄に掲げる場合は、同表右欄に定める取扱い方法を適用するものとします。

ETCシステム取扱道路管理者の名称		場 合	取扱い方法
東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 兵庫県道路公社 大阪府道路公社 愛知県道路公社 広島高速道路公社 福岡県道路公社	首都高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 京都府道路公社 宮城県道路公社 神戸市道路公社 栃木県道路公社 奈良県道路公社	車載器に路線バスとしてセットアップした自動車を路線バス以外の用途で使用する場合又は車載器に路線バス以外の自動車としてセットアップした自動車を路線バスの用途で使用する場合	車載器にETCカードを挿入することなく、一般車線又は混在車線を通行し、通行券を発券する料金所で料金を受け取り、通行料金の請求を受ける料金所では、いったん停車して係員にETCカードを手渡してください。ただし、スマートICから流入しスマートIC以外の出口料金所及び検札料金所を利用する場合は、一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡し、スマートICの出口料金所を利用する場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。
東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 兵庫県道路公社 大阪府道路公社 愛知県道路公社 広島高速道路公社 福岡県道路公社	首都高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 京都府道路公社 宮城県道路公社 神戸市道路公社 栃木県道路公社 奈良県道路公社	車軸数が4の自動車で車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下のものが道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に定める許可を受けて通行する場合	セットアップを行う際に申し出されていない場合は、通行料金の請求を受ける料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡してください。ただし、通行料金の請求を受ける料金所がスマートICである場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。
東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 兵庫県道路公社 大阪府道路公社 奈良県道路公社 福岡県道路公社	首都高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 京都府道路公社 宮城県道路公社 愛知県道路公社 広島高速道路公社 福岡県道路公社	車軸数が2以上の自動車であって隣接するいずれかの車軸間距離が1.0メートル未満のものが通行する場合	セットアップを行う際に申し出されていない場合及び該当する自動車が被けん引自動車の場合は、通行料金の請求を受ける料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡してください。ただし、通行料金の請求を受ける料金所がスマートICである場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。
東日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 兵庫県道路公社 京都府道路公社 宮城県道路公社 愛知県道路公社 福岡県道路公社	中日本高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 兵庫県道路公社 京都府道路公社 宮城県道路公社 愛知県道路公社 福岡県道路公社	入口料金所でETCシステムを利用して通行した自動車が事故及び故障等により通行できなくなり、出口料金所及び検札料金所をけん引された状態で流出する場合	出口料金所及び検札料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡してください。ただし、出口料金所がスマートICである場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。
首都高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社		乗継制度（有料道路を利用する自動車が、指定した出口から有料道路外へいったん出たのち、再度指定した入口から流入し、引き続き当該有料道路を利用する場合にこれを1回の通行とみなす制度をいいます。）の適用を受けようとする場合	有料道路への進入から乗継出口、乗継入口、有料道路からの退出まで同一の車載器に同一のETCカードを挿入して通行してください。
名古屋高速道路公社 福岡北九州高速道路公社		乗継制度の適用を受けようとする場合	入口料金所から乗継出口を経由して乗継料金所まで同一の車載器に同一のETCカードを挿入して通行してください。
阪神高速道路株式会社 福岡北九州高速道路公社		車軸数が2のセミ・トレーラー用トラクタで被けん引自動車を連結していないものが通行する場合	通行料金の請求を受ける料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡してください。（ただし、阪神高速の全ての本線料金所並びに2号淀川左岸線、4号湾岸線、5号湾岸線、6号大和川線、8号京都線、13号東大阪線、14号松原線、15号堺線、17号西大阪線及び32号新神戸トンネルの料金所を除く。）
東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 福岡北九州高速道路公社	首都高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 名古屋高速道路公社 広島高速道路公社	特定の区間・経路を通行した場合に対象となる通行料金や割引制度の適用を受けようとする場合	当該特定の区間・経路の利用開始から利用終了まで同一の車載器に同一のETCカードを挿入して通行してください。
首都高速道路株式会社 栃木県道路公社 神戸市道路公社 福岡北九州高速道路公社	阪神高速道路株式会社 名古屋高速道路公社 広島高速道路公社 福岡県道路公社	障害者割引に登録したETCカード及び自動車で被けん引自動車を連結して通行する場合	通行料金の請求を受ける料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡してください。（ただし、神戸市道路公社は、柳谷料金所（南行）に限る。）
東日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 京都府道路公社 宮城県道路公社 広島高速道路公社	中日本高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 兵庫県道路公社 愛知県道路公社 福岡県道路公社	入口料金所でETCシステムを利用して通行した自動車が、インターチェンジ等の中で、被けん引自動車との連結等により料金車種区分が変更された状態で出口料金所及び検札料金所を通行する場合	出口料金所及び検札料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡してください。ただし、出口料金所がスマートICである場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。
東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社		けん引自動車がスマートICを通行する場合	スマートICから流入し、スマートIC以外の出口料金所及び検札料金所を利用する場合は、一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡してください。スマートICから流入し、スマートICの出口料金所を利用する場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。
中日本高速道路株式会社		右欄対象料金所の一旦停止を要するETC車線を通行する場合	対象料金所 中部縦貫自動車道（安房峠道路）平湯料金所 通行に際しては、ETCシステム利用規程及び同実施細則の規程に従い通行してください。

附則

- この実施細則は、平成29年2月21日から適用します。ただし、現にETCシステムを利用して料金徴収を行っていない道路又はETCシステム取扱道路管理者においては、ETCシステムを利用して料金徴収を開始する日から適用します。
- 平成28年4月1日付けETCシステム利用規程実施細則（以下「旧実施細則」といいます。）は、本実施細則の適用をもって廃止します。
なお、本実施細則の適用前に旧実施細則の規定に基づき行われた手続で、本実施細則の適用の際現に効力を有するものは、本実施細則の規定により行われたものとします。